

「令和6年能登半島地震」により被災された受験生に対する特別措置について

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学

このたびの「令和6年能登半島地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

「令和6年能登半島地震」により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費負担者が居住して被災し、その家屋が全壊又は流失、あるいは学費負担者が死亡した等の被災者（以下「被災者」という。）に対しては、経済的支援を図るため、入学金免除および、授業料減免の特別措置を講じます。

被災者に対する特別措置について、何かご不明な点やご相談等がありましたら、アドミッション・オフィス（電話：072-446-7400 直通）までお問い合わせください。

1. 対象地域の対象者

災害救助法の適用を受けた地域における被災者（2024年度入学予定者に限る）

2. 特別措置内容（※ 詳細は別記4.に記載）

- (1) 入学金の全額免除
- (2) 年間授業料等を半額に減免（初年次）
- (3) 本学が管理する学生用マンションに優先的斡旋

3. 申請書類

- (1) 被災者特別措置申請書（様式1号）
- (2) 罹災証明書（各市区町村に確認してください）
※ 期日までに提出が間に合わない場合は、本学にご相談ください。
- (3) その他、必要と認める書類

4. 免除または減免の対象となる授業料等

(1) 入学金

被災者の2024年度新入生および編入学生の入学金については、「**全額免除**」とします。

(2) 授業料等

	授業料	実習費	施設・設備充実費	合計
一般入学生 (年間)	1,150,000 円	170,000 円	250,000 円	1,570,000 円
被災者学生 (年間)	575,000 円	85,000 円	125,000 円	785,000 円

※「**初年次の授業料等を減免**」の対象とします。また、家計状況等を勘案の上、本学独自の奨学金制度である「**経済支援特別奨学金**」枠を優先的に配慮します。

(3) 本学が管理する学生用マンションに優先的に斡旋します。

5. 上記以外に本学で利用できる奨学金制度

(1) 大阪河崎リハビリテーション大学 経済支援特別奨学金制度

(2) 日本学生支援機構 奨学金制度

(3) 一般選抜 前期・中期 特待生選抜

(4) 社会人・編入学選抜対象 修学支援奨学金

※詳細は、お問い合わせください。

<連絡先>

大阪河崎リハビリテーション大学

〒597-0104 大阪府貝塚市水間 158 番地

<http://www.kawasakigakuen.ac.jp/>

電話 072 (446) 7400 アドミッション・オフィス直通

E-mail:nyushi@kawasakigakuen.ac.jp